

当事務所所管の港湾施設内に長期間放置されている自転車について、管理上支障であることから、広島県港湾施設管理条例第9条第6号の規定によって放置車両対策事務を遂行するため、今後引取りがない場合、所有権が放棄されたものとして、令和7年3月17日以降に処分することとします。お心当たりの方は、広島港湾振興事務所港営課までお申出ください。

【対象】 令和6年4月以前より、広島みなと公園・御幸松駐輪場・みずとりの浜公園に放置され、同年10月17日付け公告により、広島市南区出島二丁目にある当事務所所管の港湾施設に一時移動している自転車。

令和6年12月17日 広島港湾振興事務所港営課 ([TEL:082-251-7997](tel:082-251-7997))

長期滞在自転車等一覧表

(令和6年12月17日)

番号	放置場所		車体番号	放置自転車等の特徴
1	広島みなと公園駐輪場	広島市南区宇品海岸1丁目	ZY9L094542	白・シティサイクル